

自家警備による交通誘導警備の実施について(お知らせ)

令和 7 年 1 月

長門市企画総務部監理管財課

本市が発注する建設工事及び業務委託(以下「工事等」という。)においては、やむを得ない理由がある場合に限り、受注者(元請業者)による自家警備を認めています。

この度、自家警備の実施に係る取扱いを定めましたのでお知らせします。

1 自家警備を行うことができる路線

自動車専用道路及び山口県公安委員会が指定する路線(国道 191 号)以外の道路

2 自家警備を行うための条件

受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として現場に配置しなければなりません。

ただし、次の条件を満たす場合は、監督職員と協議してください。

- (1) 警備業者 2 社以上と交渉した結果、警備業者の交通誘導警備員の不足等により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって、警備員の確保が困難であることの証明が得られた場合。

ただし、災害時の応急工事若しくは緊急対応を要する場合を除きます。

- (2) 道路管理者及び所轄警察署長と交通の処理方法について調整した上で、安全上支障がないと認められる場合。

3 自家警備を行うための申請

次の書類を事前に監督職員に提出し、自家警備の配置、施工方法、誘導の方法について協議してください。

- (1) 自家警備に関する理由書
- (2) 有資格者の場合は、資格を証明する検定合格証明書の写し

4 自家警備の従事者

受注者は、自らの従業員を自家警備に従事させなければなりません。ただし、受注した工事等の一部を下請契約した場合は、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事することを可能とします。

また、自家警備に従事する者は、交通誘導警備員 B として取扱います。

5 安全教育の実施

自家警備に従事する者が資格を有していない場合は、自家警備の従事者に対して交通誘導に関する安全教育を行わなければなりません。

安全教育を行った場合は、安全教育に用いた資料及び実施状況が分かる写真を監督職員に提示してください。

6 自家警備への専念

自家警備の従事者は、交通誘導警備に専念し、工事現場において他の作業に従事することはできません。また、自家警備の従事者は、腕章若しくは反射材付チョッキ等を着用し、通行人又は運転手等が他の現場作業員と区別できる服装により交通誘導警備を行ってください。

7 自家警備の確認

- (1) 監督職員が工事現場における安全管理の点検を行い、自家警備が適切に配置されていることを確認します。
- (2) 受注者は、工事完成時に自家警備の従事者ごとに配置状況が分かる写真と、出勤簿若しくは出面表を監督職員に提示してください。

8 混在の禁止

受注者は、工事現場において指揮命令系統を統一するため、警備業者の警備員と自家警備の従事者が混在する交通誘導警備を行うことはできません。ただし、同一の工事現場であって、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせることを可能とします。

9 関係機関への申請

自家警備を実施する場合は、道路使用許可申請書の交通規制説明図等に自家警備により交通誘導警備を実施する旨を記載してください。

10 工事用信号機の活用

現場条件を踏まえて交通の安全と円滑な流れが確保されると認められる場合は、「時間短縮機能付き工事用信号機」及び「無線遠隔操作式工事用信号機」の活用を可能とします。

活用する場合は、監督職員と協議してください。

【自家警備の実施フロー】

工 程	受注者	発注者(監督職員)
契約締結後	①自家警備の実施について、工事打合せ簿により、監督職員と協議する。 ・理由書及び有資格者は、資格書の写しを添付する。	①提出書類の内容を確認し、工事打合せ簿により回答する。
	②施工計画書に自家警備を実施する旨を記載し、監督職員に提出する。	②施工計画書の内容を確認する。
	③道路使用許可書の交通規制説明図等に自家警備を実施する旨を記載し、警察署長に提出する。	③道路管理者が事前確認し、受注者が警察署長に提出する。
警備前	①安全教育に用いた資料及び安全教育の実施状況が分かる写真を監督職員に提示する。	①提示書類の内容を確認する。
警備中		①監督職員は、現場の配置状況を確認する。
工事等完了後	①自家警備の従事者ごとに配置状況が分かる写真と、出勤簿若しくは出面表を監督職員に提示する。	①監督職員は、実施状況を確認する。